春日部市暴力団排除条例の趣旨および 考え方について

平成25年1月春日部市

(目的)

第1条 この条例は、暴力団を排除するための活動(以下「暴力団排除活動」という。) の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとと もに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民生活の安 全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条例の内容と目的について規定しています。

【考え方】

○ 暴力団は、市民生活に深く介入し、暴力を背景とした資金獲得活動を行うことから、 市民及び事業者にとって大きな脅威となっています。

これらの不安要因を除去するため、市、市民及び事業者が一体となって市民生活や 社会経済活動の場から暴力団を排除し、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の場から暴力団を排除し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを本条例の目的 とすることを明らかにしています。

- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)は、暴力団員による不当な行為等を規制することにより、国民の自由と権利を保護することを目的としており、本条例は市、市民及び事業者がとるべき措置を規定することで、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。
- 暴力団対策法は、暴力団自体の存在を否定しておらず、指定暴力団員による不当な行為等を規制するも、「暴力団の排除活動」については言及していませんが、本条例は、 市民及び事業者に対して、排除する対象及び暴力団と対峙する市、市民及び事業者の強 固な意思を明確にし、「暴力団排除活動」と表記することとしたものです。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - (3) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
 - (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

【趣旨】

条例の解釈を明確にするため、この条例で使用している主な用語について定義しています。

- 第1号の「暴力団」とは、暴力団対策法第2条第2号に規定される「その団体の構成 員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を 行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- 第2号の「暴力団員」とは、指定暴力団員だけでなく、暴力団対策法第2条第6号に 規定されるすべての「暴力団の構成員」をいいます。
- 第3号の「市民」の定義は、春日部市自治基本条例に基づいたものです。 市内に住居を有している者のほか、市外からの通勤、通学者を含め、あらゆる活動を する個人、団体(例えばNPO法人、サークル活動などに従事する人々)に対し、可能 な限り協力を求めようとするものであります。
- 第4号の「事業者」は、春日部市自治基本条例の解釈上では、本来「市民」の中に 「事業者」自体が含まれていますが、本条例案は、「事業者から暴力団への資金源根絶」 を大きな主旨としているため、あえて事業者を別に定義しています。

(基本理念)

- 第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の連携協力の下に推進されなければならない。
- 2 何人も、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、 又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)と不適 切な関係を有しないようにしなければならない。

【趣旨】

本条例の基本理念について規定しています。

【考え方】

- 第1項の「暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であること」とは、暴力団が暴力団対策法第2条第2号により「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義されていること、さらに暴力を背景とした資金獲得活動を行い、社会経済活動の健全な発展に不当な影響を及ぼす存在であることを意味しています。これらのことを「社会全体」の共通認識とすることが、暴力団排除活動の第一歩であることを規定しています。
- 基本理念の「暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと」とは、警察、暴力追放運動センター、弁護士会、地域・職域の暴力団排除団体等において推進されている暴力団追放三ない運動の理念です。

「暴力団を恐れないこと」とは、暴力団を恐れることは暴力団を助長させることにつな がることから、存在を許さないという強い姿勢で臨むことを意味します。

「暴力団に資金を提供しないこと」とは、不法、合法を問わず暴力団の行う行為に対 する資金提供を行ってはならないことを意味します。

「暴力団を利用しないこと」とは、暴力団の威力を利用するだけでなく、人員、資金 等一切を利用しないことを意味します。

○ 第2項の「不適切な関係」とは、直接的に暴力団員又は暴力団関係者に資金提供をしたり、暴力団を利用したりする関係にとどまらず、暴力団関係企業であることを知っていながら当該企業の役員、従業員等に就いたり、みかじめ料の徴収を手伝うなど、社会的に妥当性を欠く関係をいいます。暴力団員と頻繁に会食をしたり、暴力団員のゴルフコンペにたびたび参加するなども「不適切な関係」に含まれます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、埼玉県(以下「県」という。)及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【趣旨】

市が、市民及び事業者の協力を得て、また、暴力追放運動推進センター等の団体と連携 し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を有すること を規定しています。

- 「基本理念」とは、暴力団の反社会性を社会全体の共通認識とした、「暴力団を利用しないこと」「暴力団を恐れないこと」「暴力団に資金を提供しないこと」を内容とした三ない運動の理念を基本としています。
- 「暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体」とは、暴力団対策法第32条 の2第1項に基づき、埼玉県で指定された財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止セン ターをはじめ、春日部市暴力排除推進協議会など、地域、職域ごとに結成された暴力排 除活動を推進する団体をいいます。
- 「暴力団排除活動に関する施策」とは、本条例案第7条から第11条に規定する施策 を中心とした、さまざまな施策のことをいいます。
- 「総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」とは、市の全ての事業からの暴力団排除、青少年に対する教育の推進等に係る様々な施策を、関係部署と協議策定し、実施することをいいます。

(市民及び事業者の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除 活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努め るものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業(事業の準備を含む。次条において同じ。) により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除活動 に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

暴力団排除活動は社会全体として取り組むべきものであるとの認識のもと、市民及び事業者の責務について規定しています。

【考え方】

- 市民の中には、自己の利益を図るために暴力団に資金提供を行うなど、暴力団に協力 し、又は暴力団を利用する者が存在するため、警察活動だけでなく、市民相互が連携及 び協力して暴力団排除活動を取り組むことを規定しています。
- 「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、 基本的に営利目的か否かを問いません。
- 「事業の準備」がどのような段階を指すかについては、一概に規定することは難しいが、例えば
 - ・事業用地確保の為の調査を開始した
 - ・事業の宣伝活動を開始した
 - ・従業員の募集を開始した

等が考えられます。

- 「暴力団排除活動に資すると認められる情報」とは、暴力団の関与する犯罪に関する情報、みかじめ料の徴収等といった資金獲得活動に関する情報、暴力団事務所の新設及 び運営の実態に関する情報等をいい、社会通念上、市民の視点から、暴力団排除活動に 資すると認められるものをいいます。
- 「情報を得たとき」の解釈は、市民による積極的な情報収集まで求めているものでは ありません。

(市の事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事業により暴力団を利することとならないよう必要 な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市が暴力団排除活動を率先して行うべきであり、間違っても市の公共工事、その他事業 が暴力団を利することがないよう措置を講ずることを規定したものです。

【考え方】

- 「公共工事その他の市の事業」とは、市の発注する公共工事、物品資材の調達、公共 用地の取得、売却、公共施設の管理など、市の行う事業全てをいいます。
- 「必要な措置」とは、「春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱」 を根拠規定とし、あらゆる契約から暴力団を除外する措置をとるものです。

契約の相手方が、暴力団である疑いが生じた場合、警察署の参加も求め、事実関係の 確認を行います。

- 「市の事業」には、事業の性質上、相手方が暴力団員等であることだけで、一律に排除することが出来ない、「保護の緊迫性が認められる生活保護受給」、「許認可事務」など、暴力団員であることが法律上の欠格事由に該当しないものなどもあることから、
 - ・事業の実施にあたり、暴力団の関与の可能性があるか
 - ・事業の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか

などを勘案し、それぞれの事業に応じた「必要な措置」を講じる必要があります。

(市民及び事業者に対する支援)

第7条 市は、市民及び事業者が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動 に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うも のとする。

【趣旨】

暴力団対策法第32条の規定にあるとおり、暴力団排除活動に取り組む者に対する支援 は地方公共団体の責務であることから、市が行うべく支援について規定しています。

- 市民及び事業者は、暴力団排除活動に必要な情報、手法などは有しないため、市が有 する情報、手法等の情報提供を行うことが必要となります。
- ○「その他の必要な支援」とは、
 - ・暴力団員による不当要求等への対処要領に関する指導助言
 - ・市民及び事業者が自主的に取り組む暴力団排除活動への協力 等が挙げられます。

(啓発活動及び広報活動)

第8条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団排除活動の推進に対する気運を醸成するための集会を開催するなど、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

【趣旨】

暴力団排除活動の推進に関し、市民及び事業者の理解を深め、積極的な暴力団排除活動 への参加を促すための活動について規定しています。

- 市民及び事業者が暴力団排除活動に対する関心を深め、不当な要求等の被害から身を 守るためには、暴力排除大会、暴力排除研修会の開催、看板、電光掲示板などを活用し た広報活動を積極果敢に実施する必要があります。
- ○「暴力団排除活動の推進に対する気運を醸成するための集会」とは、市、警察署、暴力 排除推進協議会が中心となって実施している暴力排除大会、暴力団対策研修会などをい います。
- ○「啓発活動及び広報活動」とは、具体的には大会、研修会の開催、電光掲示板、広報紙、 パンフレット等を活用した活動をいいます。

(県への協力)

- 第9条 市は、県が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するものとする。
- 2 市は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報 を提供するものとする。

【趣旨】

県と市が一体となった組織的、効率的な暴力団排除活動を推進するため、規定したものです。

- 対象者が暴力団員、暴力団関係者であるか否かの判断をはじめとし、県、警察と協力 し合わなければ、暴力団排除活動を推進していくことは困難であり、排除活動に対して は、あくまで県と市が一体となった組織的な対処をしていくことを意味しています。
- 県とは具体的には、埼玉県、県警、埼玉県暴力追放運動推進センター、公安委員会等 を指します。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第10条 市は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を 図るものとする。

【趣旨】

暴力団排除活動を効果的に推進するため、国及び他の市町村との連携について規定している。

- 暴力団組織の活動は広域的であり、春日部市内の活動範囲に限られないことから、市内における排除活動を推進するためにも、他市町村との連携が不可欠であることを意味しています。
- 国とは具体的には、警察庁、全国暴力追放運動推進センター等を指し、他の地方公共 団体とは、全国都道府県、他の市町村等を指します。

(青少年に対する教育のための措置)

第11条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

青少年の暴力団への加入防止、犯罪被害抑止のため、市が市立中学校において、生徒に 対する指導教育が行われるよう、必要な措置を講じることを規定している。

県条例においても同様の措置が規定されているが、市立中学校に関することは、「地 方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、市教育委員会が管理することとされて いるため、本条において規定しています。

- 青少年とは18歳未満と定義し、埼玉県青少年健全育成条例と同様の定義としている。
- テレビ、映画等において、青少年が受けやすい暴力団の誤った認識を払拭し、暴力団への勧誘、犯罪被害から青少年を守るため、適切な教育を推進することが重要であることから本条が規定されています。
- 青少年は18歳未満とし、年齢制限の下限はないが、教育の対象を小学生ではなく、 中学生としたのは、
 - ・中学校生徒であれば、暴力団の悪質性について十分理解できる可能性がある
 - ・中学校生徒は、年代的に特に周囲の影響を受けやすい
 - ・中学校生徒に対しては、暴走族へ加入、安易な非行への誘惑が多く、暴走族の 後ろ盾となる暴力団員、知人などを介し、暴力団に加入する例が目立つ ことから、対象としています。
- ○「適切な処置」とは、具体的には暴力団の実態を示す資料の配布、ビデオ上映及び警察 職員等による講話などが考えられます。
- 私立中学、私立および県立高等学校に対する教育については、「地方教育行政の組織 及び運営に関する法律」第23条及び私立学校法第4条により、埼玉県知事が必要な措 置をするよう依頼することとなり、県の管理となります。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、暴力団排除活動の推進に関し必要な事項は、市 長が定める。

【趣旨】

本条例の施行に関し、必要な事項は、施行規則等により市長が定めることができることを規定しています。

【考え方】

本条例(案)を施行した際、暴力団排除活動の推進に関し、状況により細部に渡る要綱等が必要となる可能性があることを意味しています。